

保育園における与薬についての承諾書

社会福祉法人育木会

西巣鴨・学びの保育園

通常、乳幼児への与薬は家庭において責任をもって行われることから、保育園での園児に対する与薬は原則として行わないこととしています。

ただし、感染症等による一時的な与薬ではなく、継続して薬を飲み続けなければならない等の事情があり、医師の指示で止むを得ず与薬が必要となる場合については、お子さんの主治医の意見書（指示書）、与薬依頼書を提出いただくことにより、与薬いたします。園では薬の安全管理に細心の注意を払って対応いたしますが、下記をご確認いただき、承諾書に記名押印の上、職員までご提出下さい。

1. 与薬対象となる薬

お子様を診察した医師が必要であると認め、医師が処方した以下の薬に限ります。また、家庭で服用して副作用や異常がないものとしします。（保護者の判断による薬は預かれません）必ず家庭で一度は内服させた薬としします。園で初めて内服する薬はお預かりできません。

- ・食物アレルギー内服薬
- ・抗けいれん剤（座薬）
- ・塗り薬
- ・アドレナリン自己注射薬（エピペン®）
- ・その他（慢性の病気や必要性が高いと認められた時）

2. 依頼の方法

- ①「与薬に関する主治医意見書」及び「与薬依頼書」に必要事項を記入し、薬と処方箋のコピーとともに、直接職員に手渡して下さい。継続して与薬が必要な場合「与薬依頼書」のみ1週間ごとに提出する必要があります。
- ②薬は1回分を毎日ご持参下さい。容器や袋すべてに必ずクラス名と園児名を記入して下さい。
- ③与薬依頼書に、担任と与薬を担当した職員の確認印を押して毎日お渡ししますので、内容をご確認の上、保護者印を押して頂き、与薬をしている期間は毎日お持ち下さい。
- ④薬の空袋はお返しします。

与薬依頼をした時、下記の点について園が確認させていただくことがあります

- ①熱や食欲、下痢、嘔吐の有無、機嫌や顔色の良し悪し、前夜からの健康状態等
- ②薬の用法（種類、服用方法、時間など）

以下のような場合は与薬できないことがありますのでご了承ください。

- ② 「与薬依頼書」に記載漏れがあるとき
- ②お子様が服用を嫌がったり、吐いたり、飲みこぼした（与薬による）場合などは、それ以上に与薬は行いませんので、ご了承ください。

キリトリ

西巣鴨・学びの保育園 御中

医師の指示により、やむを得ず保育時間中における与薬が必要であるため、上記事項を承知の上、保護者の責任において与薬をおこなって頂きたいと依頼いたします。

依頼日 平成 年 月 日 _____ 組

園児名 _____

保護者名 _____ 印